平成２６年（フ）第１１０号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１　立花市営住宅４－４－23
債務者　小嶋　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１０７２号
名古屋市中村区亀島２丁目17番２号
債務者　長野ナナ子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４５号
神戸市北区北五葉５丁目２番47―204号、従前の住所兵庫県三木市別所町近藤186番地の23
債務者　藤岡　清子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４２号
兵庫県三木市跡部55番地の１
債務者　藤原　亜紀
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７５号
神戸市兵庫区平野町天王谷東服山185番地
國中方、従前の住所兵庫県西宮市美作町３番５号
債務者　榎木　雅子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１６号
神戸市灘区灘南通３丁目４番６号
債務者　武田　晋也
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４３号
兵庫県三木市加佐269番地の１ドミール加佐302号
債務者　川合　英二
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙748番地２
債務者　一ノ瀬美知子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙748番地２
債務者　一ノ瀬明美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙747番地３
債務者　山田真由美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３６４号
福岡県遠賀郡水巻町頃末北２丁目11番18号サンハイツ倉重101号
債務者　荒木　和行
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１７号
大分市下郡中央２丁目８番36―101号ルーデンス野田２
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５３号
青森県むつ市並川町９番32号
債務者　山本和華子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
青森県弘前市大字城東中央４丁目11番地16コーポ高光201号
債務者　工藤　理子（旧姓米坂）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第９４号
青森県平川市中佐渡南田48番地９　ハイツ中佐渡Ａ棟205号
債務者　對馬ルリ子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第９７号
青森県弘前市大字川先３丁目12番地７　エスポワールⅡ―202号
債務者　北山　亜矢
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３８１号
熊本市南区城南町さんさん１丁目10番地15サンソレイユ206号、前住所熊本市東区錦ケ丘23番５号　的場ビル402
債務者　本田　久恵（旧姓小久保）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係